

令和5年度デジタルコミュニティ活性化事業委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

訪日旅行者の誘致において、SNSは個人旅行者（FIT）に向けた観光情報発信の主要なツールとなっている一方で、多くの自治体が海外向け SNS のアカウントを運用していることから、ユーザーに魅力的な観光情報を届けるため、それらのアカウントと差別化を図り、三重県の観光に対する関心や興味を喚起させることが重要になっている。

本事業では、三重県が管理している Facebook アカウントを活用し、SNS 上での交流を活発化させることで、三重県に関心を持つコアファンを増加させ、将来的な三重県への訪問につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

3 ターゲット市場

台湾、タイ、シンガポールに在住で、訪日旅行に興味、関心があり、今後三重県のコアファンになりうる層をターゲットとする。

4 業務内容

(1) Facebook アカウントを活用した企画の実施

ア ターゲットとする3市場において三重県の認知度を向上し、将来的な三重県への訪問につなげるため、三重県が管理している Facebook アカウント（※1）を活用し、オンライン及びオフラインを活用した取組を、各市場でそれぞれ1回以上行うこと。

なお、以下のとおり取組例および、取組例を実施する場合の条件を示すが、より効果的と考えられる取組があれば、その取組を実施しても構わない。

（※1 本事業において活用する Facebook アカウント）

- ・繁体字（日本三重 旅行情報中心） <http://www.facebook.com/mietrip.tw>
- ・タイ語(เที่ยวสนุก "มีเอะ" เจแปน) <https://www.facebook.com/japantravelmie.th>
- ・英語（Travel Mie Japan） <https://www.facebook.com/travelmiejapan>

【取組例】

- （ア）KOL を活用した動画、ライブ配信形式でのオンラインによる情報発信
- （イ）オフラインによる現地でのファンミーティングの開催 等

【取組例を実施する場合の条件】

（ア）の取組を実施する場合

- ・各市場において、映像、ライブ配信の形式で、各市場で1回以上の配信を実施する

こと。

- ・配信テーマは、各市場の嗜好、実情に合わせ、企画すること。
- ・三重県の Facebook アカウントにおけるオンラインイベントに対する告知やライブ配信等、本事業に関する投稿への総リーチ数は3言語合計で15万回以上とすること。
- ・KOLを活用すること。なお活用するKOLは三重県への訪問経験がある、または本県に関する情報発信の実績があり、一般消費者に影響力を有する人物で、今後も三重県に興味、関心を有する人を各市場で1人以上とすること。

(イ) の取組を実施する場合

- ・オフラインイベントでは、その様子をライブ配信すること。
- ・開催場所は台湾、タイ、シンガポールの各市場で1回以上現地開催するものとし、1回あたりの開催時間は2時間程度とすること。
- ・開催にあたり、適切な場所を用意すること。
- ・各会場においてターゲットのなかで、デジタルコミュニティを活性化し、三重県のコアファンになりうる人を50人以上集客すること。
- ・オフラインイベントでは、参加者に対して記念品の配付、または賞品の授与をすること。なお、記念品や賞品等の物品は三重県に関連があるものとし、本事業の予算の範囲内で用意すること。
- ・イベント終了後はイベント参加者に対してアンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査の内容は三重県と協議のうえ決定すること。

イ オンラインではリーチ数やコメント数等、オフラインでは参加人数や参加者の満足度等についてKPIを設定すること。

ウ Facebook アカウントの活用にかかる一切の作業を行うこと。(受託者に業務上必要な権限を付与する。)

(2) 効果の測定

ア 設定したKPI等を活用して本事業の結果を報告すること。

イ 本事業において得られたデータを取りまとめ、可視化に努めるとともに、本事業で出た課題の総括や、次年度以降の効果的な取組について提案すること。

5 業務実施上の条件

ア 事業実施に当たっては、提案内容をもとに、事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定すること。なお、協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

イ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定すること。

ウ 本事業においては「Mie, Once In Your Lifetime」のロゴ(※2)を積極的に使用すること。

エ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

オ 事業実施に必要な一切の経費を計上すること。

カ 令和5年10月からステルスマーケティングが「不当景品類及び不当表示防止法」の禁止行為に指定されることから、当該法規制に留意した内容とすること。

(※2 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて)

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

6 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 本事業の実施状況に関すること

- ・「4 業務内容」(1)の取組内容
- ・設定したKPIの達成状況

イ 事業の総括及び今後の展開に関すること

- ・「4 業務内容」(2)イについて整理したもの

ウ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和6年3月22日(金)

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

9 その他

(1) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。また、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。

(2) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(3) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成すること。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(4) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(5) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を

自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（6）留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

以 上